

島しょ産品ブランド化支援補助金交付要綱

7 総行振第 1716 号
令和 8 年 3 月 31 日

(通則)

第 1 条 島しょ産品ブランド化支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都補助金交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及び東京都補助金等交付規則の施行についての通達（昭和 37 年 12 月 11 日付 37 財主調発第 20 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、島しょ産品ブランド化支援事業実施要綱（令和 8 年 3 月 31 日付 7 総行振第 1716 号。以下「実施要綱」という。）に基づき、島しょ産品事業者等が実施する、島しょ産品の付加価値向上やブランド力強化のための主体的な取組に対し、必要な補助金を交付することにより、島しょ産品のブランド化を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱における用語の定義は、実施要綱の用語の例によるものとする。

(補助事業)

第 4 条 この補助金の交付対象事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱第 4 条に規定する採択事業で、地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）第 208 条に定める会計年度内に交付申請を行い、採択事業として決定を受けた事業を実施し、かつその実施に伴い発生した経費の支払が完了した事業とする。

(補助事業者)

第 5 条 この補助金の交付対象事業者（以下「補助事業者」という。）は、前条に規定する補助事業を行う島しょ産品事業者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助金の申請及び交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がいる場合

- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態の場合
- (3) 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の補助先として適切でないと判断される業態の場合
- (4) 過去に国・都道府県・区市町村・公社等が実施する助成事業に関して、不正等の事故を起こした者がいる場合

（補助金の交付対象）

第 6 条 この補助金は、第 4 条に規定する補助事業を行うために必要な経費であって、知事が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において、補助事業者に交付するものとする。

- 2 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の種類及び補助率については、別表のとおりとする。
- 3 補助対象経費は、第 9 条による補助金の交付決定の日から当該年度の末日までに補助事業を実施し、かつ支払が完了した経費とする。ただし、第 8 条第 2 項の規定による補助事業の事前着手承認を受けたときは、この限りではない。
- 4 前 3 項の規定にかかわらず、他の公的な補助金や助成金の対象とされた経費は補助金の交付対象としないものとする。

（補助金の交付額）

第 7 条 都が補助事業者に交付する補助金（以下「交付補助金」という。）の額は、1 事業者につき 500 万円を限度とする。

- 2 前項による交付補助金の額は、次条に規定する補助金交付申請書における経費明細書で算出した額の合計額をいい、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第 8 条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が定める期日までに、補助金交付申請書（別記第 1 号様式）に必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業の実施に当たり、次条に規定する交付決定までの間にやむを得ない事由により事業の着手が必要な場合は、補助事業の事前着手承認申請書（別記第 2 号様式）に必要な書類を添えて、前項の補助金交付申請書と併せて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の交付決定）

第 9 条 知事は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を調査し、実施要綱第 4 条に定める審査会による審査を経た上で、補助金の交付決定を行うもの

とする。

- 2 知事は、前項の補助金の交付決定に際して、必要な条件を付することができる。
- 3 知事は、第1項により補助金の交付決定を行ったときは、補助金交付決定通知書(別記第3号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

また、交付の決定前に申請を取り下げるときも、その旨を記載した書面を提出するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第11条 知事は、第9条の規定により補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 前項の規定による交付の決定を取り消すことができる場合は、天災事変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。
- 3 第1項の規定による交付決定の取消しが生じたときは、次に掲げる経費に係る補助金を交付することができる。

(1) 補助事業に係る残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

- 4 前項の規定により措置した場合は、速やかにその条件を補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の変更の承認)

第12条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金変更承認申請書(別記第4号様式)をあらかじめ知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を著しく変更しようとするとき。
- (2) 異なる経費区分に属する経費科目の相互間において、いずれか低い方の20%を超えて、配分を変更しようとするとき。
- 2 知事は、前項の承認に際して、必要な条件を付することができる。
- 3 知事は、第1項の申請について審査し、その承認又は不承認を補助金変更承認(不承認)通知書(別記第5号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止の承認)

第13条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、補助金中止等承認申請書(別記第6号様式)をあらかじめ知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の承認に際して、必要な条件を付することができる。
- 3 知事は、第1項の申請について審査し、その承認又は不承認を補助金中止等承認(不承認)通知書(別記第7号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(事故報告等)

第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかにその理由その他必要な事項を知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告を受けたときは、速やかに補助事業者にその処理について適切な指示をしなければならない。

(状況報告)

第15条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について、知事の要求があったときは、速やかに補助事業遂行状況報告書(別記第8号様式)を提出しなければならない。

(遂行命令)

第16条 知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法第221条第2項に規定する調査等により、その者の補助事業が交付決定の内容又は付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じるものとする。

- 2 知事は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、当該補助事業者に対し、補助事業の一時停止を命じることができる。
- 3 知事は、前項の規定により補助事業の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、第21条第1項第4号の規定により当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(実績報告)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定の日の属する会計年度が終了したときは、補助事業等実績報告書(別記第9号様式)に必要な書類を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第18条 知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必

要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び付した条件に適合すると認めるときは、第9条第3項の補助金交付決定通知書に記載された補助金交付予定額の範囲内で交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定額通知書（別記第10号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第19条 知事は、前条の規定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及び付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

2 第17条の規定は、前項の命令により補助事業者が必要な措置をした場合について準用する。

（補助金の請求及び支払）

第20条 補助事業者は、第18条の規定による補助金確定通知書を受けたときは、速やかに補助金請求書（別記第11号様式）を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の請求内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を支出するものとする。

（交付決定の取消し）

第21条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を他の用途に使用したとき。

（3）補助事業者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が第5条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

（4）補助金の交付決定の内容、これに付した条件、その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第18条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに補助事業者に対してその内容等を通知するものとする。

（補助金の返還）

第22条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者が補助金を支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 23 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに別記第 12 号様式により、知事に報告しなければならない。

2 知事は、補助事業者から前項の報告があったときは、当該消費税及び地方消費税の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(違約加算金及び延滞金の納付)

第 24 条 知事は、第 21 条第 1 項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、第 22 条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者が補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を補助事業者に納付させなければならない。

2 知事は、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第 25 条 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第 26 条 第 24 条第 2 項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(補助金の経理等)

第 27 条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(検査)

第 28 条 補助事業者は、知事が都職員に命じて事業の運営及び経理等の状況その他必

要な事項について報告を求めさせた場合又は検査させた場合には、これに応じなければならない。

(財産の管理及び処分制限)

第 29 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、効率的な活用を図らなければならない。

3 補助事業者は、取得財産等のうち、その取得価格又は効用の増加額が 50 万円以上のものを、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとする場合は、取得財産等処分申請書（別記第 13 号様式）によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、当該財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する年数を経過している場合は、この限りでない。

4 知事は、前項の規定により取得財産等の処分を承認した場合において、当該取得財産等の処分により補助事業者に入収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

(その他)

第 30 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別にこれを定める。

(附則)

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第6条関係）

1 補助対象経費

科目		内容	備考
人件費			
	給料及び職員手当等	従業員等の給与等人件費相当額 ※上限額：交付申請額の3割	・補助事業と直接的な関係がない経常的な業務にかかる人件費は対象外 ・就業規則等に定められた所定労働時間を超過して行われる時間外労働（超過勤務）や休日労働に係る経費は対象外
	賃金	補助員等（パート、アルバイト）の賃金及び交通費として支払われる経費 ※上限額：交付申請額の1割	
報酬		専門家、外部講師等への謝礼金	
旅費		旅費（出張費等） ※上限額：交付申請額の3割	国外旅費については航空運賃及び船賃のみ対象
需用費		消耗品費、印刷製本費、光熱水費等	飲食、娯楽、接待に関するものは対象外
役務費		通信運搬費、損害保険料、手数料（振込等に係るもの）、翻訳通訳、速記費用等	
使用料及び賃借料		会場、設備、機器、物品等に係る使用料及び施設（販売、PR等の拠点となる不動産）等に係る賃借料	
委託費		調査、制作、普及宣伝（広報費に係るものを除く）、イベント運営等の外部委託費	事業の全部又は主要な部分を一括して再委託した場合は対象外
広告費		パンフレット、ウェブサイト、SNS、その他の広報媒体を活用して広報活動を行うための経費	
負担金		講習会の受講料、会議、研修等の参加費用	
原材料費		試作品の製作等に係る原材料費	本商品の製造・製作に係る経費は対象外

科目	内容	備考
備品購入費	備品を購入するための経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1点あたり 10 万円以上の物品 ・ 汎用性の高いものは対象外
設備工事費	機械、設備等の製作及び設置に係る関連工事費等	既存設備の単なる修繕等は対象外

※ 補助事業を実施するために直接必要な経費であり、補助事業者の本体事業とは明確に区分できる経費に限る。

2 補助率

補助対象経費の 4 分の 3 以内